

道における環境整備について

道における環境整備については、障がいのある方からの要望等を勘案しながら、障がいのある方々の来庁等へ対応した庁舎等の整備を進めており、今後も、「障害者差別解消法」等の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去に向けて必要かつ合理的な配慮に努める。

○庁舎における環境整備

- ・ 執務室内のレイアウト変更などによる導線や通路幅の確保
- ・ 庁舎出入口の段差解消（段差がある場合は、スロープ等設置）
- ・ 庁舎出入口に誘導用床材（点字ブロック）の敷設及び盲導鈴設置による音声誘導
- ・ エレベーターに、視覚障害者及び車イス利用者用の制御盤、点字案内版を設置
- ・ 多機能トイレ、障がい者優先トイレの設置
- ・ 障がいのある職員が、車を利用する場合には、構内駐車スペースを確保

○採用試験における環境整備

- ・ 視覚障がい者に対する点字試験等の実施、車イス受験者に対応した会場の選定など

○職員に対する意識啓発

- ・ 新採用職員研修における手話・車イス体験
- ・ 新任課長級研修、新任主幹級研修における見識や意識の向上（DVD上映）

【参考】道（知事部局）における障がい者の雇用状況等について

○職員数に占める障がい者の状況

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
知事部局職員数	19,134人	17,174人	16,595人	15,624人	14,310人	14,171人	13,773人	13,491人	13,273人
障がい者数	419人	411人	408人	394人	367人	346人	344人	324人	343人
実雇用率	2.19%	2.39%	2.46%	2.52%	2.56%	2.44%	2.49%	2.40%	2.58%
法定雇用率	2.10%							2.30%	

（注）知事部局職員数は法定雇用率の算定対象数。職員数及び障がい者数は6月1日現在。

	身体障がい者を対象とした採用選考試験実施年度								
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
合格者数							6人	12人	8人
採用者数							5人	11人	4人

（注）原則、試験実施の翌年度に採用

○障がいを持つ職員の研修における環境整備

- ・ 聴覚障害者に対する手話通訳者及び要約筆記者の配置
- ・ 車イスの研修受講者に対応した会場の選定など